

(4) 補助金について

質問	回答
Q1.補助金について令和5年度（令和6年3月末）で精算するのか？	A1.補助金については令和5年度分、令和6年度分それぞれ精算することになります。
Q2.令和6年度補助金については新たに交付申請をするのか？	A2.交付申請の手続きをしていただきます。
Q3.年度途中で補助金が不足した場合、次年度分を前倒しで交付してもらえるか？	A3.補助金は年度ごとに10万円が上限となります。
Q4.新型コロナウイルス感染拡大の状況や自然災害等の理由により、モデル活動が中止となった場合は補助金を返還しなければならないか？	A4.活動が中止となった場合には、既に負担した経費については返金する必要はありません。ただし、中止を判断した時点で精算し残額は返金していただくこととなります。
Q5.領収書は全て取っておくのか？また保存は何年間か？	A5.領収書は全て事業完了年度から5年間は保存をお願いします。